

介護老人保健施設ケアパーク茅ヶ崎 (介護予防) 通所リハビリテーション 運営規程

医療法人社団村田会

平成21年5月1日 施行
令和6年6月1日 変更

介護老人保健施設ケアパーク茅ヶ崎 (介護予防) 通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団村田会が開設する介護老人保健施設ケアパーク茅ヶ崎（以下「当施設」という。）が実施する（介護予防）通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 （介護予防）通所リハビリテーションは、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、（介護予防）通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努める。

5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

施設名	介護老人保健施設ケアパーク茅ヶ崎		
開設年月日	平成21年5月1日		
所在地	神奈川県茅ヶ崎市甘沼151		
電話番号	0467-40-9001	FAX番号	0467-40-9002
管理者名	高橋 理恵子		
介護保険事業所番号	1452480044		

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1人（医師と兼務）（常勤換算1.0）
(2) 医師	4人（常勤換算1.1）
(3) 看護職員	3人（常勤換算0.9）

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 6人(常勤換算1.8) |
| (5) 管理栄養士 | 1人(常勤換算0.2) |
| (6) 介護職員 | 16人(常勤換算10.0) |
| (7) 事務職員 | 1人(常勤換算0.5) |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、入所サービス利用者及び短期入所療養介護利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、(介護予防)通所リハビリテーション利用者に対し、利用者の自宅に赴き、(介護予防)通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (5) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (6) 介護職員は、利用者の(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (7) 事務職員は、施設運営に関し管理者を補佐するとともに、報酬・利用料の請求、会計上の計数管理、利用者に関する情報管理、施設設備の管理、物品等の購入等事務的業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 (介護予防)通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を除く毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 12月30日から1月3日までを休業日とする。
- (3) 営業日の8時30分から17時30分までを営業時間とする。
- (4) 単位①について、営業日の9時30分から15時45分までをサービス提供時間とする。
単位②について、営業日の10時30分から16時45分までをサービス提供時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションは介護予防通所リハビリテーションと一体的に運営し、その利用定員数は、単位①20人、単位②20人の合計40人とする。

((介護予防)通所リハビリテーションの内容)

第9条 (介護予防)通所リハビリテーションは、利用者に関わるあらゆる職種の従業員の協議によって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、理学・作業・言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 利用者及び家族等に対する処遇上の相談並びに情報提供を行う。
- 6 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、手工芸の指導、音楽・演芸等によるレクリエーションを実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として希望により、食費、教養娯楽費、特別行事費、おむつ代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

- (3) 上記の利用者負担の額を受けるに当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、書面による利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

茅ヶ崎市 芹沢・行谷・堤・下寺尾・みずき・香川・松風台・甘沼・赤羽根・鶴が台・
西久保・円蔵・高田・室田・松林・菱沼・小和田・本村・茅ヶ崎・矢畑
藤沢市 大庭
寒川町 大曲・中瀬・岡田

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第15条 (介護予防) 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を定め、以下のとおりの内容とする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取して頂く。第8条の規定から、栄養状態の管理は、施設のサービス内容に含まれる。
- ・施設内での飲酒・喫煙は禁止する。
- ・施設の設備・備品の利用については担当職員に申し出ること。無断での使用、持ち出しは禁止する。
- ・備品等の持ち込みについては、了承できないものもあるので、事前に申し出ること。
- ・金銭、貴重品については自己の管理とする。多額の現金、貴重品の持ち込みは禁止する。
- ・(介護予防) 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、院外受診証明書を発行する。受診の際は必ず申し出ること。
- ・ペット同伴での通所は禁止する。ペット同伴での面会については事前に申し出ること。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・大声を出したり、楽器等の音を必要以上に大きくしたり、他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、従業者を充てる。
- (2) 火元責任者には、従業者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合に被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 風水害・地震対策教育及び基本訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 3 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理)

第19条 利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行うとともに、以下に掲げる体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(苦情処理の体制と相談窓口)

第20条 施設サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、必要な措置を講じる。

2 施設は提供した施設サービスの苦情に関し、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(協力病院)

第21条 当施設は利用者の病状の急変に備え、医療法人社団湘南健友会 長岡病院及び医療法人社団村田会 村田会湘南大庭病院を医科の協力病院とする。歯科治療の必要な場合に備え、鈴木デンタルクリニックを協力歯科医院とする。

(地域との連携)

第22条 当施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めることとする。

(利用者に関する市区町村への通知)

第23条 当施設は、施設サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市区町村に通知することとする。

2 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を増進させたとき。

3 偽りその他不正の行為によって制度上の給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

第24条 当施設は、本施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することとする。

(守秘義務)

第25条 従業員に対して、従業員である期間および従業員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、従業員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。また業務上知りえた利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報については、個人情報保護に関する当法人の基本方針に基づき、その利用目的を定めて適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に漏らさないようしなければならない。但し法令上介護関係事業者が行うべき義務とされているものについては、利用目的及び条件を特定し、利用者から予め同意を得た上で、情報の提供を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 (介護予防) 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団 村田会の理事会において定めるものとする。

5 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 6 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成21年5月1日より施行する。

変更 平成21年6月13日

変更 平成22年5月25日

変更 平成22年5月27日

変更 平成25年4月1日

変更 平成26年4月1日（料金表）

変更 平成26年8月1日（料金表）

変更 平成29年12月1日

変更 令和元年5月1日

変更 令和2年7月1日

変更 令和2年12月1日

変更 令和3年2月1日

変更 令和3年8月1日

変更 令和5年4月1日（料金表）

変更 令和5年11月1日

変更 令和6年4月1日

変更 令和6年5月1日

変更 令和6年6月1日（料金表）

以 上